

資産査定2級・3級検定試験 受験者の皆様にお知らせ

最近の出来事から下記のテーマが出題されることがありますので、受験前に予め学習をお願いします。

●「資本性借入金」の積極活用について

金融庁においては、平成23年11月22日、「資本性借入金」の積極的な活用を促進することにより、東日本大震災の影響や今般の急激な円高の進行等から資本不足に直面している企業のバランスシートの改善を図り、経営改善につながるよう、今般、金融検査マニュアルの運用の明確化を行うこととしました。詳細は以下のとおりです。

■「資本性借入金」の積極的活用について

震災の復興過程で事業を再開・継続する企業については、震災の影響で資本が毀損している可能性があることから、資本の充実を図ることが喫緊の課題となっている。

また、今般の急激な円高の進行等により財務内容が悪化した企業についても、資本充実策が求められているところである。

このような状況を踏まえ、金融庁においては、「資本性借入金」の積極的な活用を促進することにより、資本不足に直面している企業のバランスシートの改善を図り、経営改善につながるよう、今般、金融検査マニュアルの運用の明確化を行うこととしている。

1. 金融検査マニュアルの運用明確化

金融検査マニュアルに記載されている「十分な資本的性質が認められる借入金」（「資本性借入金」）について、「資本」とみなすことができる条件を、以下のとおり明確化する。

現行	明確化後
<p>○特定の貸付制度を例示しつつ、当該制度であれば「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことができる旨を記載。</p> <p>○当該貸付制度の商品性は以下のとおり。</p> <p>[償還条件]</p> <ul style="list-style-type: none">・15年 <p>[金利設定]</p> <ul style="list-style-type: none">・業績悪化時の最高金利0.4% <p>[劣後性]</p> <ul style="list-style-type: none">・無担保（法的破綻時の劣後性）	<p>○「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことができる条件を直接明記。</p> <p>○条件は以下のとおり。</p> <p>[償還条件]</p> <ul style="list-style-type: none">・5年超 <p>[金利設定]</p> <ul style="list-style-type: none">・「事務コスト相当の金利」の設定も可能 <p>[劣後性]</p> <ul style="list-style-type: none">・必ずしも「担保の解除」は要しない（但し、一定の条件を満たす必要）

2. 効果

・今般の措置により、例えば、震災の影響で資本が毀損している企業であっても、既存の借入金を「資本性借入金」の条件に合致するよう変更（DDS：デット・デット・スワップ）することにより、バランスシートが改善し、結果として、金融機関から新規融資を受けやすくなるなどの効果が期待される。

・また、関係省庁等においては、今般の措置も踏まえ、本スキームを前提とした以下のような制度を構築する予定である。

－政府系金融機関による「災害対応型劣後ローン」の供給（三次補正）

政府系金融機関が、旧債務の負担等により新規融資を受けることが困難な被災中小企業に対して、「資本性借入金」の条件に合致した劣後ローンを供給。

－「産業復興機構」等による被災企業の旧債務の「資本性借入金」への転換

被災県に設立される「産業復興機構」が、被災企業の旧債務を民間金融機関等から買い取り、「資本性借入金」の条件に合致した劣後ローンに転換。また、「東日本大震災事業者再生支援機構」の買取債権については、本スキームの条件も考慮しつつ、今後、関係機関において取扱いを検討。

・さらに、民間の様々な主体においても、本スキームを積極的に活用することが期待される。

[活用例]

－日本政策投資銀行と地方銀行との連携ファンド等による活用

日本政策投資銀行と地方銀行とが連携して設立したファンド等が、劣後ローンを供給する場合においても、条件面で、より弾力的な対応が可能に。

－被災企業を支援する小口出資ファンドによる活用

小口出資ファンドのような匿名組合出資方式のファンド等においても、本スキームを活用することが可能。

3. 周知等

「資本性借入金」の積極的な活用を促進するため、以下のとおり、今般の措置の周知徹底を図ることとする。

① 金融機関に対しては、

- ・金融関係団体を通じて、周知徹底を図るとともに、積極的な活用を要請。
- ・被災地においても、説明会を開催。

② 中小企業等に対しては、

- ・中小企業関係団体を通じて、広報を実施。
- ・全国の財務局においても、説明会を開催。

■ 「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）（改定部分）」

（9-16）「十分な資本的性質が認められる借入金」とは、どのようなものですか。債務者の属性や資金用途等によって制限されるのですか。

（答）

1. 債務者の財務内容の把握、評価は、財務諸表の数字といった形式にとらわれず、実態的に行う必要があります。

「十分な資本的性質が認められる借入金」とは、貸出条件が資本に準じた借入金のことであり、当該借入金は、債務者区分の検討に当たって、資本とみなして取り扱うことが可能になります。

2. なお、本取扱いは、あくまでも借入金の実態的な性質に着目したものであり、債務者の属性（債務者区分や企業の規模等）、債権者の属性（金融機関、事業法人、個人等）や資金用途等により制限されるものではありません。

(9-17) 「『十分な資本的性質が認められる借入金』とは、貸出条件が資本に準じた借入金」とのことですが、どのような観点から資本類似性を判断するのですか。

(答)

「十分な資本的性質が認められる借入金」は、借入金でありながら、資本とみなして取り扱うことを可能とするものであることから、貸出条件の面において、資本に準じた性質が確保されていることが必要です。

基本的には、償還条件、金利設定、劣後性といった観点から、資本類似性を判断することとなります。

(9-18) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、どのような償還条件を設定すればよいですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の償還条件については、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」であることが必要です。

2. 具体的には、契約時における償還期間が5年を超えるものであることが必要であり、金融機関の自己資本として算入できる期限付劣後債務についても、同様の取扱いとなっています。

3. また、期限一括償還が原則であり、例えば、(9-24)において、「十分な資本的性質が認められる借入金」として例示した日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」も期限一括償還となっています。

ただし、期限一括償還でなくても、長期の据置期間が設定されており、期限一括償還と同視し得るような場合には、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことが可能です。

(9-19) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、どのような金利設定をすればよいですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の金利設定については、資本に準じて、原則として、「配当可能利益に応じた金利設定」であることが必要です。

2. 具体的には、業績連動型が原則であり、赤字の場合には利子負担がほとんど生じないことが必要となりますが、その場合、株式の株主管理コストに準じた事務コスト相当の金利であれば、利子負担がほとんど生じないものとして「十分な資本的性質が認められる借入金」と判断して差し支えありません。

3. なお、赤字の場合の具体的な金利水準については、例えば、(9-24)において、「十分な資本的性質が認められる借入金」として例示した日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」では0.4%となっていますが、この水準に限定されるものではなく、金融機関や債務者の状況等に応じた事務コスト相当の金利であれば差し支えありません。

(9-20) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、劣後性に関して、どのような点に留意すればよいですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の劣後性については、資本に準じて、原則として、「法的破綻時の劣後性」が確保されていることが必要です。
2. ただし、既存の担保付借入金から転換する場合(9-21 参照)などのように、担保解除を行うことが事実上困難であるため、「法的破綻時の劣後性」を確保できないような場合には、例えば、法的破綻以外の期限の利益喪失事由が生じた場合において、他の債権に先んじて回収を行わないことを契約するなど、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組みが備わっていれば、「法的破綻時の劣後性」が必ずしも確保されていなくても差し支えありません。

(9-21) 担保付借入金は、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しないのですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」は、資本に準じて、原則として、「法的破綻時の劣後性」が確保されている必要があることから、担保付借入金は、基本的には、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しません。
2. ただし、既存の担保付借入金から転換する場合などのように、担保解除を行うことが事実上困難であるため、「法的破綻時の劣後性」を確保できないような場合には、例えば、法的破綻以外の期限の利益喪失事由が生じた場合において、他の債権に先んじて回収を行わないことを契約するなど、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組みが備わっていれば、担保付借入金であっても、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えありません。

(9-22) 保証付借入金は、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しないのですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」は、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性」といった条件が必要ですが、保証付借入金は、保証が実行された場合には、これらの条件が、保証人に引き継がれないことから、基本的には、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しません。
2. ただし、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性」といった条件が、保証の実行後においても確保できる仕組みが備わっていれば、保証付借入金であっても、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えありません。

(9-23) 「十分な資本的性質が認められる借入金」について、期限前弁済は可能ですか。

(答)

1. 債務者自らの意思により期限前弁済を行うことは、差し支えありません。
2. ただし、債権者の意思により、期限前回収が可能な契約が付されている借入金については、基本的には、「長期間償還不要な状態」であるとは認められないことから、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことはできません。

(9-24) 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」や中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」について、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことは可能ですか。

(答)

1. 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」については、①償還条件が、15年の期限一括償還であり、「長期間償還不要な状態」である、②赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能利益に応じた金利設定」である、③劣後ローンであり、「法的破綻時の劣後性」が確保されている、という商品設計であり、資本に準じた内容となっています。
2. また、中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」についても、①償還条件が、15年の期限一括償還であり、「長期間償還不要な状態」である、②赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能利益に応じた金利設定」である、③劣後ローンであり、「法的破綻時の劣後性」が確保されている、という商品設計であり、資本に準じた内容となっています。
3. したがって、両制度に係る借入金については、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えありません。

* * *

なお、上記解説の出所となりました、「資本性借入金」の積極的活用について」(平成23年11月22日・金融庁)のURLは下記のとおりです。

<http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/2011122-4.html>

以上